

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月13日
【会社名】	株式会社インバウンドテック
【英訳名】	Inbound Tech Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 東間 大
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目8番1号
【電話番号】	03-6274-8400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 専務執行役員 管理本部長 金子 将之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目8番1号
【電話番号】	03-6274-8400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 専務執行役員 管理本部長 金子 将之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	234,355,488円

（注） 募集金額は、株式会社インバウンドテック（以下「当社」といいます。）を株式交付親会社、株式会社FW（以下「FW」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）に関して、本株式交付の対価として取得するFWの株式数及び本株式交付の株式交換比率を勘案した当社普通株式の交付数に2026年5月13日開催の取締役会の決議の前営業日である2026年5月12日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した金額であります。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	242,916株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社FW(東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号、代表取締役藤島義琢、以下「FW」といいます。)の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、FWの普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数が変動することがあります。
2. 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。
3. 2026年5月13日開催の取締役会決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。
4. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第774条の2の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を交付することにより行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付の申込み又は買付の申込みの勧誘となります。
5. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

(注) 当社普通株式は、FWの普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 (1) 本株式交付に係る割当ての内容(株式交換比率)」をご参照ください。

##### (2)【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### (4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

##### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

#### 1【公開買付け又は株式交付の目的等】

本株式交付の目的及び理由

##### (1) 当社の事業について

当社は、「マルチリンガルCRM事業」と「セールスアウトソーシング事業」を軸とし、クライアントの多様なニーズや課題に対応するビジネスモデルをプログラムし、画一的なサービス提供にとられない柔軟なビジネスソリューションを展開しております。特にクライアントに対して要件分析から課題抽出、企画提案、開始準備、業務実行、アフターフォローまで一貫対応できる体制が強みになります。

当社では、クライアントとエンドユーザーの接点であるコンタクトセンターを基点としつつ、2つの事業セグメントのサービスメニューを組み合わせることにより、当社の対応領域を拡大させる一方、クライアントに対してCRMをコストセンターからプロフィットセンターへ転換を図るビジネスソリューションを提供し、それを実行する体制を備えております。

##### マルチリンガルCRM事業

「マルチリンガルCRM事業」は、主にコールセンター運営の受託を通じたカスタマーサービス、生成AIサービス、レンタルサーバーの提供をするデスクウイング事業などのクライアントの顧客(エンドユーザー)との関係の管理・維持を支援するサービスを中心としております。当社の特徴としては、カスタマーサービスについては24時間365日体制で稼働しているため、夜間や休日などでもエンドユーザーからの問い合わせを逃すことなく対応が可能である点、また、日本語を含めた12カ国語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、フランス語、タガログ語、ネパール語)に常時対応している点であります。さらに、エンドユーザーとのコミュニケーションについては電話による音声形式に加え、タブレット型デバイスを使った映像通信、ウェブサイト、電子メール、SNSなど様々な通信手段に対応しており、国内における日本語を対象としたサポートだけでなく、外国語でのサポートや海外マーケティング等が必要な業種など、時間帯・通信手段・言語を問わず幅広い活用が可能になります。また、1人のオペレーターが複数案件対応できるシェアード体制を採っているため、専用の人員を用意する規模にない小型案件にも柔軟に対応でき、かつ、新規案件開始時のオペレーター確保を短期間で行うことができます。

クライアントでは、当社の多言語カスタマーサービスを利用することで事業領域を拡大し、その結果、これまで逃していた利益獲得に繋がる事業展開が可能となっております。

当事業においては、当社のコンタクトセンターにてクライアントの顧客向けサービスを提供する他に、コンタクトセンター自体の設計、運用検討、オペレーターの採用及び研修、マニュアルやトークスクリプト作成等の構築サービスも提供しております。

##### セールスアウトソーシング事業

「セールスアウトソーシング事業」は、当社グループがクライアントに代わって、クライアントの見込み顧客に対して営業を行うサービスを提供しております。一般的な「セールスアウトソーシング事業」では、成果報酬型と呼ばれる契約形態が多く、見込み顧客との契約が成立した段階でクライアントへの売上が発生するため、業務に従事する営業スタッフがどれだけ契約を獲得できるかという点がポイントになるビジネスモデルですが、当社では営業スタッフの契約獲得量のみではなく、稼働人数あたりの固定売上が併せて支払われる契約を前提とする方針の下で活動しております。このため、より安定した収益構造が形成されている点、及び、クレームになるような過剰な販売勧誘を抑止するコンプライアンス体制である点が特徴であります。

当事業は、当社がクライアントに代わって、当社のコンタクトセンターや業務委託先から、クライアントの見込み顧客に対して、商品等の紹介、販売勧誘、アンケート調査等の営業活動を電話(アウトバウンド)及び訪問により行うことに加え、クライアントの営業員や営業スタッフに対する研修の展開など、営業に関連する様々な業務を請け負っております。さらにクライアントの事務所内において、オペレーターの採用・育成、業務設計、並びにオペレーターを指導・監督できるスーパーバイザー(SV)業務など、営業に関する業務を一括して受託する場合もあります。

こうした柔軟な運用体制が当社の「セールスアウトソーシング事業」における最大の特徴となっております。

## (2) 子会社化する目的について

### FWの概要

FWは2021年当時、株式会社NFCホールディングス(以下「NFCホールディングス」といいます。)の連結子会社であった株式会社ウェブクルー(以下「ウェブクルー」といいます。)の更なる事業拡大を目指し、マネジメント・バイアウトによる完全子会社化(以下「本MBO」といいます。)する目的で、同社の代表取締役を務める藤島義琢氏(以下「藤島氏」といいます。)によって設立された特定目的会社であります。本MBOによる完全子会社化は、NFCホールディングスとの関係を整理し、経営の自由度及び独自性を高めることで、中長期的な視点に立った経営の推進及び企業価値の向上を図ることを主眼としております。また、将来的な再成長や再上場といった次の選択肢を柔軟に検討できる環境を整えることも目的としております。FWの完全子会社であるウェブクルーは1999年に設立され、「保険」「引越し」「自動車」「シニア」「教育」など幅広い分野の一括見積・資料請求サイト運営による情報提供サービスを展開しており、現在まで累計2,000万人を超えるユーザーに利用されてまいりました。同社ではウェブサイトにおける運営ノウハウ、マーケティング、広告運用など、インターネットサービスの開発と運営に必要なすべての機能を社内に擁し、スピード感ある事業開発を実現することで、各種サービスを提供しております。当社がFWを子会社化することにより、ウェブクルーは当社の子会社となります。

ウェブクルーについては定価のないサービスを比較できるプラットフォームの運営を通じ、消費者が適正な金額を把握し、適正な判断ができるためのサポートを目的に「見えないものを見えるように」「わかりにくいものをわかりやすく」することを経営理念とし、「どこよりもはやく どこよりもかんたんに「解決」できるサービスの提供に挑み続ける」ことを経営ビジョンに掲げている企業です。

ウェブクルーを子会社とするFWの連結経営成績においては、2023年3月期(2022年4月1日から2023年3月31日)は売上高5,322,159千円、経常利益219,778千円、親会社株主に帰属する当期純利益144,433千円、2024年3月期(2023年4月1日から2024年3月31日)は売上高5,525,541千円、経常利益147,305千円、親会社株主に帰属する当期純利益 3,804千円、2025年3月期(2024年4月1日から2025年3月31日)は売上高4,493,884千円、経常利益200,209千円、親会社株主に帰属する当期純利益57,056千円と、堅調に業績を積み重ねております。

### 子会社化の経緯

当社の持続的な成長については、主力業務であるマルチリンガルCRM事業並びにセールスアウトソーシング事業の伸長に加え、M&Aや事業譲渡によるグループ拡大を戦略の一つとしております。こうした状況の中、2025年9月30日現在において当社の議決権の22.22%を間接所有する株式会社光通信(以下「光通信」といいます。)より、同年10月に光通信が直接または間接的に潜在株式及び種類株式を保有するFW及び藤島氏の紹介を受け、当社とFWの強みを生かしたアライアンスの構築によるパートナーシップを検討してまいりました。その後様々な可能性を当社内で検討した結果、本年1月初旬に資本提携によるFWの子会社化の提案を打診いたしましたところ、光通信及び藤島氏より前向きな回答を受けたことにより議論が加速し、当社グループとして新たな分野への参入及び、FW及びウェブクルーのシステム開発力を借りることで当社の今後拡大領域と考えるAI部門の強化による業績拡大などが期待できると判断しました。

これを踏まえ、当社ではデュー・デリジェンスの手続きを進めるとともに、光通信及び藤島氏との協議を重ねてまいりました。その結果、第三者による株価算定に基づく交付比率で株式交付を実施することについて、光通信及び藤島氏と2026年5月13日付で合意に至りました。

光通信は、当社の議決権を直接所有しておりません。間接所有は、同社のグループ会社である株式会社UH Partners2の所有分7.86%、株式会社UH Partners3の所有分7.86%、光通信KK投資事業有限責任組合の所有分6.50%の合計です。

### 子会社化による効果

当社は現在、コンタクトセンター運営と営業アウトソーシングを中心とした広義のBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業を手掛けております。BPOの分野においてはWebマーケティング、システム開発などインターネットを通じたIT関連サービスも多く存在しておりますが、現状当社ではIT関連サービス部門におけるノウハウや人材確保の面では知見が乏しい中、FWの子会社化により新たな分野への事業参入による事業拡大に資するものと見込んでおります。また、当社の多言語関連リソースとウェブクルーの一括見積・資料請求サイト運営のノウハウを生かし、日本国内における在留外国人向けの一括見積・資料請求サイト立ち上げといったこれまでにないキャッシュポイントの創出など、様々なシナジーが生まれるものと考えております。

株式交付を選択した理由

本株式交付においては、当社の子会社となるFWの株式を取得する対価として、金銭ではなく当社株式のみを交付することとしております。

当社株式を用いた株式交付を行うことによって、当社における資金調達に関する負担や、現金の流出なくFWを子会社化することができ、中長期的に当社の企業価値を向上できると判断しており、子会社化の手法として株式交付がもっとも望ましい手段であると考えております。

(3) 本株式交付の方式等

当社は、本株式交付により、FWの株式を既存株主より取得し、FWを当社の完全子会社とする予定です。本株式交付においては、当社株式を対価としてFWの普通株式を取得いたします。なお、本株式交付の実施に先立ち、FWにおいて発行されている新株予約権及び種類株式等について、資本構成の整理を目的とした所要の対応が行われる予定です。当社は、FWの株主との間で、当該株主が保有する株式の全部を譲り受ける旨の契約を締結する予定であり、本株式交付の効力発生により、当社はFWの議決権の100%を取得し、FWは当社の連結子会社となる予定です。

本株式交付前株主構成

	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	議決権比率
光通信	174	10,000	1,626	63.5%
藤島氏	100	0	100	36.5%
合計	274	10,000	1,726	100.0%

本株式交付後株主構成

	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	議決権比率
当社	274	0	0	100.0%
光通信	0	10,000	1,626	0.0%
藤島氏	0	0	100	0.0%
合計	274	10,000	1,726	100.0%

A種優先株式：普通株式等に先立ち、1株につき、払込金額である金50,000円に5.0%を乗じた金額の優先配当が定められており、無議決権の株式（普通株式を引換えとする取得請求権なし）

B種優先株式：普通株式等に先立ち、1株につき、払込金額である金872,500円に5.0%を乗じた金額の優先配当が定められており、無議決権の株式（普通株式を引換えとする取得請求権あり）

(4) 株式交付当事会社の概要

	株式交付親会社（提出会社）	株式交付子会社	子会社
(1) 名称	株式会社インバウンドテック	株式会社FW	株式会社ウェブクルー
(2) 所在地	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 東間 大	代表取締役 藤島 義琢	代表取締役 藤島 義琢
(4) 事業内容	マルチリンガルCRM事業 セールスアウトソーシング事業	支配会社の経営支援、指導、監督	特化型サイトの運営
(5) 資本金	554,037千円（2025年12月31日現在）	100,000千円（2025年7月25日現在） 145,000千円（新株予約権行使後）	100,000千円（2026年3月31日現在）

(6)	設立年月日	2015年4月1日	2021年2月26日	1999年10月1日
(7)	発行済株式総数	2,492,275株(2025年9月30日現在)	発行済株式の総数 12,000株 各種の株式の数 普通株式 200株 A種優先株式 10,000株 (2025年7月25日現在)	発行済株式の総数 20,833,340株 各種の株式の数 A種種類株式 5株 B種種類株式 20,833,335株 (2026年3月31日現在)
(8)	決算期	3月	3月	3月
(9)	従業員数	94名(2025年3月31日現在)	12名(2025年3月31日現在)	115名(2025年3月31日現在)
(10)	主要取引先	東京電力エナジーパートナー株式会社、株式会社日本旅行、株式会社NTTマーケティングアクトProCX、株式会社テリロジーサービスウェア、中央省庁、地方公共団体	ウェブクルー	株式会社ネクステージ、株式会社サカイ引越センター、学校法人角川ドワンゴ学園
(11)	主要取引銀行	三井住友銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、横浜銀行、三井住友信託銀行	三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行	三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	下大園 豊 12.53% 株式会社Shelter 11.42% 株式会社グローバルキャスト 11.19% 株式会社UH Partners 2 7.85% 株式会社UH Partners 3 7.85% 光通信KK投資事業有限責任組合 6.49% 金子 将之 3.15% 東間 大 2.87% 株式会社日本旅行 2.24% 楽天証券株式会社 1.77% (2025年9月30日現在)	藤島 義琢 普通株式200株 1.96% 株式会社光通信 A種種類株式 10,000株 98.04% (2025年7月25日現在)	株式会社FW 100% (2026年3月31日現在)
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	直接の資本関係はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		

(14) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位:千円)									
決算期	当社(連結) (株式交付親会社)			FW(連結) (株式交付子会社)			ウェブクルー(単体) (子会社)		
	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
純資産	2,631,941	2,682,632	1,983,277	574,895	546,091	554,943	2,351,574	2,114,198	2,034,608
総資産	3,981,249	3,777,866	2,843,510	3,987,582	3,567,694	2,955,620	3,272,185	3,064,121	2,717,435
1株当たり 純資産	799.74	855.04	681.02	47,907.92	45,507.58	46,245.25	112.88	101.48	97.66
売上高	3,291,832	3,318,078	2,544,543	5,322,159	5,525,541	4,493,884	5,322,159	5,525,541	4,495,384
営業利益	394,509	330,230	21,387	291,808	320,681	243,376	231,903	336,016	273,205
経常利益	390,051	324,680	15,851	219,778	147,305	200,209	249,664	347,547	276,660
親会社株主 に帰属する 当期純利益	254,478	208,291	414,576	144,433	3,804	57,056	253,076	212,624	193,223
1株当たり 当期純利益 (円)	97.32	82.23	169.34	722.17	19.02	285.28	12.15	10.21	9.27
1株当たり 配当金 (円)	-	-	-	125,000.00	125,000.00	125,000.00	12.24	21.60	12.00

(5) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社シー・ワイ・ サポート	東京都新宿区	46	営業アウトソーシ ング事業	(所有) 81.0	当社から委託業 務あり
(連結子会社) 株式会社OmniGrid	東京都新宿区	90	マルチリンガル CRM事業	(所有) 65.0	当社から委託業 務あり 役員の兼務あり
(連結子会社) 株式会社FW	東京都世田谷区	100	その他	(所有) 100.0	当社との取引関 係無し
株式会社ウェブクルー (注)1	東京都世田谷区	100	情報サービス事業	(所有) 100.0 (100.0)	株式会社FWが 100%出資する当 社の連結子会社
(その他の関係会社) 株式会社光通信 (注)1、2	東京都豊島区	54,259	法人サービス事業 個人サービス事業 取次販売事業	(被所有) 22.85 (22.85)	当社との取引関 係無し 役員の兼務無し

(注)1. 議決権の被所有割合の( )内は間接所有割合で内数となっております。

2. 有価証券報告書提出会社であります。

(6) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社はFWの株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はFWの普通株式全部を保有し、FWは当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

FWとの間に役員の兼任関係はありません。本株式交付後においては、ガバナンス強化等を目的として、当社の役員1名がFWの役員を兼任する予定です。

取引関係

該当事項はありません。

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

(1) 株式交付計画の内容の概要

当社は、2026年5月13日付当社取締役会において、2026年6月9日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、FWを株式交付子会社とする株式交付を行うこととする本株式交付計画の承認を得ております。本株式交付計画に基づき、FWの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,384株を交付します。本株式交付計画の内容は下記の「(2) 株式交付計画の内容」のとおりです。

(2) 株式交付計画の内容

本株式交付計画の内容は、以下のとおりです。

## 株式交付計画書(写)

株式会社インバウンドテック(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、株式会社FW(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」という。)を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

### 第1条(株式交付子会社の商号及び住所)

乙の商号及び住所は以下のとおりである。

商号：株式会社FW

住所：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

### 第2条(株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、274株とする。

### 第3条(本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交付に際し、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の総数に1,384を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際し、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の株式1,384株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、当該端数を金銭で処理する。

### 第4条(株式交付親会社の資本金及び準備金の額)

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額   | 金76,518,540円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金76,518,540円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円          |

### 第5条(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日)

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年6月8日とする。但し、本株式交付の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することができる。

### 第6条(効力発生日)

本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2026年6月9日とする。但し、本株式交付の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することができる。

### 第7条(簡易株式交付)

1. 甲は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。但し、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。
2. 前項但し書の場合において、効力発生日までに、甲の株主総会の承認が得られなかったときは、本計画は、その効力を失う。

### 第8条(本計画の変更及び本株式交付の中止)

本計画作成日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交付の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本株式交付に関し必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

以 上

2026年5月13日

東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル9階  
株式会社インバウンドテック  
代表取締役 東間 大

#### 4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 本株式交付に係る割当ての内容（株式交換比率）

当社は、FWの普通株式1株に対して、当社の普通株式1,384株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりFWの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式136,300株を充当した上で、新規に発行する普通株式242,916株を充当いたします。また、当社が譲り受けるFWの普通株式の下限は、274株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は379,216株となり、2025年12月31日時点における当社の発行済株式総数2,523,475株に対する割合は15.0%となります。本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合には切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金をFWの株主に交付いたします。本株式交付に伴い、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける株主につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

	当社	FW
本株式交付に係る普通株式の交付比率	1	1,384
本株式交付により交付する株式数	普通株式の数：379,216株（予定）	

##### (2) 本株式交付に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FWは新株予約権を発行しておりますが、本株式交付の効力発生日の前日までに全てが行使又は放棄されることを予定しております。また、FWは新株予約権付社債を発行しておりません。そのため、当社は、FWの新株予約権又は新株予約権付社債を譲り受けることは予定しておりません。

##### (3) 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

###### ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びFWから独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス」といいます。）に、FWの株式価値の算定を依頼しました。

その算定結果を参考に、FWの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に踏まえて、現金対価及び株式対価について慎重に協議を重ねた結果、当社の株式価値は市場株価法により算定していること、及びFWの株式価値については、プルータスによる算定結果のレンジ内にあることから、上記「(1) 本株式交付に係る割当ての内容（株式交換比率）」記載の内容は妥当であり、当社の株主の利益に資するとの判断に至りました。

###### イ 算定に関する事項

###### 算定機関の名称及び相手会社との関係

本株式交付の株式交付比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びFWから独立した第三者算定機関であるプルータスに依頼をし、2026年5月12日付でFWの株式価値算定書を取得しました。

なお、プルータスは当社及びFWの関連当事者には該当せず、当社及びFWとの間で重要な利害関係を有しません。

###### 算定の概要

当社は、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2026年5月12日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果(円)
市場株価法	618~642

また、ブルータスは、FWの株式価値については、FWが非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることからDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法を用いて算定を行いました。具体的には、FWが作成した2026年3月期~2029年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、算定しております。なお、算定の対象とした財務予測に大幅な増減益は見込んでおりません。

ブルータスが算定したFWの1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果(円)
DCF法	0~3,107,511

FWの2026年3月期~2029年3月期の財務予測は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
営業利益	289	294	329	366
増減率		1.6%	12.0%	11.3%

上記より、当社の普通株式を1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果	
FW	0~5,028

ブルータスは、FWの株式価値の算定に際し、FWから提供を受けた資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、FWの資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、FWの財務予測に関する情報については、FWの役職員による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

## 5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

### (1) 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、FWの定款には、FWの株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得る必要がある旨の定めがあります。

### (2) 単元未満株式

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めがあります。当社の定款には、単元未満株式を有する株式は、( )会社法第189条第2項各号に掲げる権利、( )会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、( )株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の定めがありますが、FWの定款には、単元株式数に係る定めはありません。

### (3) 自己株式の取得

当社の定款には、当社が会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがありますが、FWの定款には、自己株式の取得に関する定めはありません。

### (4) 剰余金の配当等

当社の定款には、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨の定め、並びに、期末配当及び中間配当のほか、当社が基準日を定め

て剰余金の配当ができる旨の定めがあり、また、FWの定款には、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して配当を行う旨の定めが置かれております。

(5) 相続人等に対する株式の売渡請求

当社の定款には、相続人等に対する株式の売渡請求に係る定めはありませんが、FWの定款には、相続その他の一般承継によりFWの株式を取得した者に対し、当該株式をFWに売り渡すことを請求することができる旨の定めがあります。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

(1) 株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社においては、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、本株式交付計画、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、FWの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、FWにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2026年5月13日より当社本店に備え置く予定です。

は、2026年5月13日付の当社の取締役会において承認された本株式交付計画です。は、当社が譲り受けるFWの株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、FWが効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付における株式交付比率及びその株式交付比率の算定根拠、本株式交付計画において定める本株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項、並びにFWの株式の譲渡人に対する当社の株式の割当てに関する事項の相当性について説明するものです。は、本株式交付において該当はございません。

は、FWの2025年3月期に係る計算書類等に関する書類です。は、FWの2025年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社の2025年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認取締役会決議日	2026年5月13日
本株式交付にかかる株式譲渡承認取締役会決議（FW）	2026年5月13日（予定）
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2026年6月8日（予定）
実施予定日（効力発生日）	2026年6月9日（予定）

- (注) 1. 本株式交付は、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交付により行うことを予定しております。
2. 当社は、会社法第774条の6の規定に基づき、総数譲渡し契約を締結する予定であるため、同法第774条の4（株式交付子会社の株式の譲渡の申込み）及び同法第774条の5（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て）に定める手続は行わない予定です。
3. 本株式交付に係る総数譲渡し契約の締結は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。
4. 本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 株式交付子会社が発行会社である有価証券の所有者が当該株式交付に係る行為に際して有価証券の買取請求権を行使する方法

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

### (1) 当社の連結経営指標

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	-	2,769,910	3,291,832	3,318,078	2,544,543
経常利益 (千円)	-	288,806	390,051	324,680	15,851
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	-	182,879	254,478	208,291	414,576
包括利益 (千円)	-	188,116	268,775	219,268	641,323
純資産額 (千円)	-	2,351,263	2,631,941	2,682,632	1,983,277
総資産額 (千円)	-	3,831,726	3,981,249	3,777,866	2,843,510
1株当たり純資産額 (円)	-	702.44	799.74	855.04	681.02
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	-	70.51	97.32	82.23	169.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	67.33	92.84	78.57	-
自己資本比率 (%)	-	47.9	52.5	55.8	57.5
自己資本利益率 (%)	-	10.0	12.2	9.9	-
株価収益率 (倍)	-	16.12	14.47	13.56	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	234,182	652,491	186,539	75,846
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,016,303	129,352	207,720	145,429
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	872,271	136,166	321,881	224,804
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	1,657,625	2,044,597	1,701,535	1,407,147
従業員数 (人)	-	64	77	106	94
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(126)	(110)	(121)	(104)

(注) 1 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2 当社は、2022年10月14日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第7期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3 第10期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していません。また、自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失となったため記載していません。

## (2) 当社の経営指標

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	2,003,299	2,583,228	2,760,049	2,722,815	2,050,638
経常利益 (千円)	268,293	282,416	340,247	312,778	25,539
当期純利益 (千円)	179,448	183,266	216,068	211,591	8,141
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	537,689	547,367	547,367	547,696	548,024
発行済株式総数 (株)	854,100	871,600	2,614,800	2,616,600	2,492,275
純資産額 (千円)	1,635,970	1,837,513	2,065,484	2,095,152	2,045,261
総資産額 (千円)	2,051,249	3,258,835	3,326,598	3,111,051	2,865,939
1株当たり純資産額 (円)	638.22	702.59	785.20	841.60	843.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	83.43	70.66	82.63	83.53	3.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	77.52	67.47	78.83	79.81	3.21
自己資本比率 (%)	79.7	56.4	61.7	66.7	70.6
自己資本利益率 (%)	11.0	10.0	10.5	10.2	0.4
株価収益率 (倍)	20.02	16.09	17.04	13.35	241.87
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	229,833	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	94,411	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	917,763	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,567,475	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	34 (113)	49 (117)	59 (101)	93 (110)	91 (102)
株主総利回り (比較指標: 東証グロース市場250指数) (%)	- (-)	68.0 (65.7)	84.3 (62.3)	66.8 (62.0)	48.1 (54.1)
最高株価 (円)	7,520	5,410	1,882 (5,646)	1,770	1,190
最低株価 (円)	4,290	2,770	987 (2,962)	940	798

(注) 1 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、一部指標については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。

3 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施していないため、記載しておりません。

4 当社は、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第6期の末日までの平均株価を期中平均とみなして算定しております。

- 5 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員及びアルバイト)は( )外数で記載しております。
- 6 当社は、2022年10月14日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) FWの主要な経営指標等(連結)

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	0	4,768,012	5,322,159	5,525,541	4,493,884
経常利益金額又は経常損失金額 (千円)	55,328	55,271	219,778	147,305	200,209
当期純利益金額又は当期純損失金額 (千円)	55,328	139,652	144,433	3,804	57,056
包括利益 (千円)	55,328	139,652	144,433	3,804	57,056
純資産額 (千円)	454,424	455,462	574,895	546,091	554,943
総資産額 (千円)	1,660,499	4,080,244	3,987,582	3,567,694	2,955,620
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額 (円)	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	27	11	14	15	19
自己資本利益率 (%)	12	31	25	1	10
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	460,499	816,986	920,080	740,203	559,130
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	116 (13)	111 (7)	111 (7)	120 (6)	121 (6)

- (注) 1 上記に記載の第6期に係る経営指標等は会社法上計算書類としての監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく財務諸表としての監査は受けておりません。
- 2 FWは非上場会社であり、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失( )、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については同社の要請により非開示とさせていただきます。
- 3 株価収益率については、FW株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 4 FWは非上場会社のため、財務諸表を作成しておらず、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんが、キャッシュ・フローに関する事項については記載しておりません。

## (4) 株式交付後の当社の経営指標等

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主たる経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びにFWの最終事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	7,038,427
経常利益(千円)	216,060
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	357,519

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書及び第11期中半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月13日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2 資本金の増加について

後記「第四部 組込情報」に記載の第10期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月13日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残高 （千円）
2025年6月30日～ 2026年11月18日 （注）1	31,200	2,523,475	6,013	554,037	6,013	544,037

（注）新株予約権の行使による増加であります。

### 3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年6月30日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2025年6月27日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

東間大、下大園豊、金子将之、藤咲雄司、張佑騎、砂川伸幸及び箱守豪の7氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

石渡恵梨香氏を監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
東間 大	14,828	238	-	(注)	可決 98.42
下大園 豊	14,828	238	-		可決 98.42
金子 将之	14,827	239	-		可決 98.41
藤咲 雄司	14,818	248	-		可決 98.35
張 佑騎	14,822	244	-		可決 98.38
砂川 伸幸	14,822	244	-		可決 98.38
箱守 豪	14,821	245	-		可決 98.37
第2号議案					
石渡 恵梨香	14,872	197	-	(注)	可決 98.69

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## 4 最近の業績の概要

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)の経営成績の概要につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

## 5 自己株式の取得状況について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月13日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2025年7月1日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

## 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

## (2) 取締役会決議による取得の状況

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年2月14日）での決議状況 （取得期間 2025年2月17日～2025年6月30日）			
報告月における取得自己株式（取得日）	6月3日	1,400	1,222,500
	6月4日	1,400	1,217,000
	6月5日	1,400	1,215,900
	6月6日	1,400	1,205,300
	6月9日	1,800	1,550,800
	6月10日	1,600	1,378,700
	6月11日	1,800	1,558,300
	6月12日	1,800	1,553,200
	6月13日	1,500	1,296,200
	6月16日	1,900	1,631,800
	6月17日	1,900	1,619,000
	6月18日	1,900	1,623,300
	6月19日	1,900	1,611,600
	6月20日	1,900	1,628,500
6月23日	2,200	1,861,700	
計	-	25,800	22,173,800
報告月末現在の累計取得自己株式		50,800	43,176,300
自己株式取得の進捗状況（％）		20.32	21.59

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

2025年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	2,492,275
保有自己株式数	136,300

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第11期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月30日

株式会社インバウンドテック

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘人  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐伯 洋介  
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インバウンドテックの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インバウンドテック及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（連結損益計算書関係） 4 減損損失の内容に記載のとおり、連結子会社である株式会社OmniGridののれんに係る減損損失を525,520千円計上している。これは【注記事項】（重要な後発事象）に記載されている、2025年5月13日開催の取締役会において株式会社OmniGridの事業の一部を株式会社NNコミュニケーションズへ譲渡することを決議し、同日に契約締結したことに起因している。</p> <p>のれんは【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（4）ののれんの償却方法及び償却期間に記載されているとおり毎期償却されるが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。</p> <p>当連結会計年度末において、会社は当該事業譲渡が資産又は資産グループの使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に該当するとして、当該のれんに減損の兆候が存在すると判断している。会社はこれらの資産又は資産グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることから、減損損失を認識し、回収可能価額まで減額している。なお、割引前将来キャッシュ・フローは事業譲渡契約における売買金額を基礎に算定している。</p> <p>当該のれんの減損損失は、当連結会計年度に発生した重要な事象であり、会計処理及び開示は経常的に生じるものではなく、連結財務諸表に与える影響は大きく重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんの減損損失に係る会計処理に関連する内部統制を理解した。</li> </ul> <p>(2)会計処理の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡の経緯及び契約の実行を確認するため、取締役会議事録及び関連資料並びに事業譲渡契約書等の関連資料を閲覧した。</li> <li>・経営者が作成した評価資料を査閲し、減損損失が会計基準等に準拠して適切に算定されているかどうか検討した。</li> <li>・割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性に関して、事業譲渡価額との整合性を検討した。</li> <li>・当該減損損失について、連結損益計算書及び注記事項における開示の妥当性を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インバウンドテックの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社インバウンドテックが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

株式会社インバウンドテック

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 巨人  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐伯 洋介  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インバウンドテックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インバウンドテックの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式は1,048,315千円であり、貸借対照表の総資産に占める割合は37%となっている。このうち、子会社である株式会社OmniGridに対する株式が944,217千円計上されており、総資産の33%を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、市場価格のない関係会社株式は、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額処理を行う必要がある。</p> <p>関係会社株式の評価にあたっては、超過収益力を実質価額の評価に反映しているため、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となる。株式取得時点における超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したと判断した場合には減損処理が求められる。</p> <p>【注記事項】（重要な後発事象）に記載されている、株式会社OmniGridの事業の一部を譲渡することから、【注記事項】（連結損益計算書関係） 4 減損損失の内容に記載のとおり、株式会社OmniGridののれんに係る減損損失を525,520千円計上し、当事業年度末において超過収益力は減少しているが、経営者は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを考慮した結果、実質価額に著しい下落は生じていないと判定し、評価損を計上していない。将来事業計画には不確実性を伴い、事業譲渡後の経営方針及び事業継続性に関する経営者の判断は、実質価額の著しい低下の有無の判定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>当監査法人は、関係会社株式の残高に重要性があり、また、関係会社株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であることから、関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の理解 ・子会社株式の減損処理の要否に係る判断に関連する内部統制を理解した。</p> <p>(2)実質価額の検討 ・事業計画の達成状況及びその計画と実績の比較を行い、見積りの精度を検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りの合理性に関して、経営者により承認された事業譲渡後の事業計画との整合性を検討した。 ・事業譲渡後の事業計画の合理性を評価するため、事業計画の作成方針及びその実行可能性について経営者へ質問及び関連資料の閲覧により、経営者の仮定を評価した。 ・事業譲渡によるのれんの減損額が実質価額に適切に反映されているか会社資料を入手し再計算して確認した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社インバウンドテック  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩田 巨人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐伯 洋介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インバウンドテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インバウンドテック及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。